



KAWASAKI CITY

川崎市

# 木造住宅の

## 耐震診断&耐震改修

### 1 木造住宅耐震診断士派遣制度

昭和56年5月31日以前に在来工法で工事着手された木造2階建て以下の住宅等に、川崎市が**無料**で耐震診断士を派遣し、耐震診断を行います。

(昭和56年6月1日以降に増築している場合、全体の1/2以内の増築は対象となります。また、ツーバイフォー工法やパネル工法、一部鉄骨造などは対象外です。)

### 2 木造住宅耐震改修助成制度

1の制度を利用し、耐震診断をした結果、補強が必要となった木造2階建て以下の一戸建て住宅(事務所及び店舗等の非住宅部分が延べ面積の1/2以下である併用住宅を含む)を対象に、下記の費用を助成します。

精密診断・補強計画・工事監理費：費用の1/2以内かつ上限25万円

工 事 費：費用の1/2以内かつ上限50万円

### 申し込み方法

申し込みを希望される方は、下記窓口にご連絡ください。

問い合わせ・申込み先

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

川崎市まちづくり局 指導部建築監察課 建築防災担当

TEL：044-200-3017

コピーしてご使用ください

第1号様式（第5条関係）

## 川崎市木造住宅耐震診断申請書

平成 年 月 日

（あて先）川 崎 市 長

川崎市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱の規定に基づく耐震診断を受けたいので申請いたします。なお、この申請に必要な家屋に関する情報を、関係部に照会を行うことに同意いたします。

届出人

申請者 〔建物所有者〕	住所	.....
	ふりがな	.....
	氏名	..... 印
	電話	..... ( ) .....
建物 所在地	..... 申請者の住所と建物所在地が違う場合は記入してください。	
対象 建築物	<input type="checkbox"/> 昭和56年5月31日以前に着工 <input type="checkbox"/> 木造2階建て以下（一部鉄骨造等の混構造は対象外） <input type="checkbox"/> 住宅（店舗等が1/2以内である場合を含む） <input type="checkbox"/> 在来工法（ツーバイフォー工法・パネル工法は対象外） 以上が対象要件です。該当するものすべてにチェックしてください。	
※太線内のみご記入ください。 ※別途、補強設計や工事費等に対する「耐震改修助成制度」もありますが、借家・長屋・共同住宅は対象外になりますので、ご注意ください。		受 付